

地域と創る 冬みち通信

発行：中央区土木部維持管理課（中央区土木センター）
〒060-0012 札幌市中央区北12条西23丁目2-5
S.D.C北12条ビル2階 TEL614-5800



◎ 春の砂清掃にご協力をお願いします

札幌市が砂を撒いた道路や砂箱の周辺を中心に、路面清掃車や手作業による砂清掃を実施しております。

気持ちの良い春を早期に迎えるため、自宅や職場の周辺など、**日頃歩く道路の砂清掃にご協力**をお願いします。

※ 砂清掃は、5月上旬を目途に完了予定

【札幌市による砂清掃】



【皆様による砂清掃】



どうやって集めるの？

ほうきやちりとりなどで集めた砂を**無料のボランティア袋**や**有料の指定ごみ袋**に入れてください。

【ボランティア袋の配付場所】

清掃事務所、区役所地域振興課、
まちづくりセンター、土木センター

【ボランティア袋】

【指定ごみ袋】

札幌市
ホームページ



集めた後はどうするの？

砂を集めた袋は「**燃やせないごみ**」として、**ごみステーションに出してください**。袋が多数に及ぶなど、ごみステーションに出すことが難しい場合には、土木センターにご連絡ください。

【連絡先】 中央区土木センター

電話：011-614-5800



◎ 融雪期の公園利用に注意してください

子供たちへの見守りや注意喚起にご協力をお願いします

【注意】 施設周辺の空洞

施設周辺は雪解けが進みます。
雪がなくなるまで近づかない！



【注意】 “かまくら” などの崩落

融雪期は、崩落の危険が高まります。
かまくらに近づかない！



【注意】 遊具など公園施設の破損

安全確認の後にテープを撤去します。
テープがついた遊具などに近づかない！
※ 安全確認は、4月下旬を目途に完了予定

ボルトが破損し
バーが落下する
こともある ▶



雪置き場としての公園利用のルール

中央区土木センターとの『覚書』により、地域の雪置き場として公園を利用した町内会は、春の雪割や清掃活動など融雪期のルールを守りましょう。

融雪期のルール

- 雪割作業やゴミの清掃などを実施
- 公園施設の破損の有無を確認し、破損があれば土木センターへ連絡



【土木センターからのお知らせ】

市の雪対策に関するパンフレットや動画などを掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



【お問い合わせ】

中央区土木部維持管理課
(中央区土木センター)

TEL 614-5800

さっぽろ市
02-Q02-24-2788
R6-2-1780

